第十・九条　再販売

一方の締約国は、自国の区域内における公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者によるそのようなサービスの再販売に対し、反競争的な影響を及ぼす不合理な又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保する。

第十・十条　相互接続

1　一方の締約国は、自国の区域内における公衆電気通信の伝送網の提供者が、直接又は間接に、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対して、商業的な条件に基づき相互接続を提供することを確保する。

2　各締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。当該相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a)　差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、主要なサービス提供者の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに対して提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

(b)　サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化された、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

(c)　要請があった場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

3　一方の締約国は、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、少なくとも次のいずれか一の事項に従い、当該提供者の設備及び機器を当該一方の締約国の区域内における主要なサービス提供者の設備及び機器と相互接続することができることを確保する。

(a)　自国の電気通信規制機関が承認する接続約款（料金及び条件であって、主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に一般的に提供するものを含む。）

(b)　標準的な相互接続に関する約款（料金及び条件であって、主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に一般に提供するものを含む。）

(c)　相互接続に関する協定に定める条件

(d)　拘束力のある裁定又は仲裁

4　各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

5　各締約国は、自国の区域内におけるいずれの主要なサービス提供者に関しても、次のいずれかのものを公表し、又は公に利用可能なものとすることを確保する。

(a)　接続約款その他の標準的な相互接続に関する約款

(b)　主要なサービス提供者の相互接続に関する協定の条件

注釈　オーストラリアについては、この規定は、オーストラリアの電気通信規制機関が自国の法令に従って「認定サービス」とみなし、又は認めたサービスについてのみ適用する。

6　各締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスの提供者又はそれらの最終利用者についての情報（商業上機微な情報を含む。）であって、公衆電気通信の伝送網の提供者の公衆電気通信の伝送網との相互接続を通じて取得したものを、当該相互接続以外の目的のために利用し、又は他の者に提供することを防止するための適当な措置を維持する。

注釈　日本国については、2、3及び6に規定する主要なサービス提供者は、第十・二条(h)(i)の規定に基づく者に限られる。

第十・十一条　ネットワーク構成要素の細分化

一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、両締約国のサービス提供者の電気通信設備間の接続について、細分化された形で、適時に、合理的な、差別的でない、かつ、透明性のある条件及び料金（原価に照らして定められるもの）で、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供するための伝送網の構成部分若しくは設備へのアクセスを提供することを義務付ける権限を自国の電気通信規制機関に与える。

注釈　日本国については、この条に規定する主要なサービス提供者は、第十・二条(h)(i)の規定に基づく者に限られる。

第十・十二条　専用回線によるサービスの提供及び価格

一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、合理的な、差別的でない（適時であるか否かに関するものを含む。）、かつ、透明性のある条件及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づき、専用回線によるサービスであって公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスであるものを提供することを確保する。

注釈　日本国については、この条に規定する主要なサービス提供者は、第十・二条(h)(i)の規定に基づく者に限られる。

第十・十三条　コロケーション

1　一方の締約国は、2の規定に従い、物理的に可能であり、実際的又は実行可能な代替方法がない場合には、合理的な、差別的でない（適時であるか否かに関するものを含む。）、かつ、透明性のある条件及び料金（原価に照らして定められるもの）で、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、主要なサービス提供者の施設に他のサービス提供者の機器（相互接続又は細分化された伝送網の構成部分若しくは設備にアクセスするために不可欠なもの）の設置を認めることを確保する。

2　1の規定は、各締約国が自国の法令に従って定める主要なサービス提供者の施設について適用し、また、主要なサービス提供者の不可欠な設備への接続について適用する。

注釈　日本国については、この条に規定する主要なサービス提供者は、第十・二条(h)(i)の規定に基づく者に限られる。

第十・十四条　設備へのアクセス

1　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国のいずれの公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対しても、とう道、管路、柱その他の施設であって電気通信回線の設置に利用することができ、及び公衆電気通信の伝送網の所有者を含む公益事業者が所有するものへのアクセスについて、当該提供者が要請した場合には、合理的な、差別的でない、かつ、透明性のある待遇を確保する。

2　一方の締約国は、3の規定に従い、物理的に可能であり、実際的又は実行可能な代替方法がない場合には、合理的な、差別的でない（適時であるか否かに関するものを含む。）、かつ、透明性のある条件及び料金（原価に照らして定められるもの）で、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、当該主要なサービス提供者が所有し、又は支配する塔、とう道、管路及び柱へのアクセス並びに線路敷設権への関与を認めることを確保する。